

「集計を実施していない」という回答は、相談実施機関の3割あったが、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保育教育機関に多かった。福祉施設では利用者や家族からの、保育教育機関では児童生徒や保護者からの、日常的な質問などが行われ助言などの対応が行われていると推察される。その都度個人別に計数したり機関全体での集計を実施することは、必要な業務量から煩雑であったり、必要性が低いと感じられているため集計が実施されていないと考えられる。

官公庁など公的機関では統計の継続性という観点から集計方法の変更は容易ではないと推察されるが、他機関とのネットワークの構築、情報の共有に向けて、相談事例の計数の仕方について他機関と検討する必要がある。

1.6. 相談件数

平成19年度1年間の相談件数はのべ91万件を超えており、昨年度調査した18年度のものべ68万件より大きな数値となった。今年度の調査では、昨年度の調査に比べて対象とした機関の範囲が広く調査用紙の配布数も倍近くであった。一方、回答数は昨年度の1,281件に対して今年度は1,574件と著しい差はなかった。昨年度の調査に比べて、多数の相談件数を有する機関の回答が今年度は増えたのか、相談件数自体が増えているのか、2回の調査で回答した機関が完全に同一ではないこともあり正確な判断は困難である。

しかし、相談活動指標を見ると、7月～10月間の相談件数の年次差について分布の幅が小さくなっており(指標(2)の最小値 昨年度-5,438:今年度-1,180)、年間の相談件数に対する比率が高くなっている(指標(4)の平均値 昨年度0.06:今年度0.13)。19年度中7月～10月の間に相談件数が特出して増加したということはないようであり(指標(1)の平均値 昨年度0.37:今年度0.36)、19年度の相談件数は18年度に比べて増加していた可能性が

ある。

「障害があることを理由とした差別」の相談事例については、19年度中の頻度が上がっており(指標(5)の平均値 昨年度0.004:今年度0.014)、7月～10月間の頻度も上がっていた(指標(6)の平均値 昨年度0.003:今年度0.007)。前段でのべたように18年度に比べて19年度の相談件数が全体として増加しているとする、「障害があることを理由とした差別」に関する相談事例は、事例数および発生頻度(率)ともに18年度から19年度にかけて増加したと推測することができる。しかし、7月～10月間の件数の増減幅は下方にあり(指標(10)の範囲 昨年度7～44:今年度40～35)、条例施行直後の4ヶ月間(19年7月～10月)において、相談件数に特段の増加があったと言することはできない。

1.7. 数値を回答できない理由

理由として「これまでに集計を実施したことがない」という回答が、回答できない機関の6割を超えていた。集計方法の項(1.5.)でも述べたように、相談を実施していても集計が規定・習慣に含まれない機関は少なくないようである。

その他の理由として、暦上(1月～12月)で1年として集計しているもの、月ごとの集計のみ実施しているものといった、集計する時間の範囲の設定方法の違いや、業務の一部で集計を実施しているもののすべての業務で実施していないという集計の有無の混在があげられた。本調査のように、相談活動の実施状況について複数の機関のデータをもとに検討する場合、個々の相談事例の計数の方法と合わせて、データのまとめ方もまた、共通化されていることが必要となってくる。自機関の活動を公開し、改善に向けた点検を実施するためにも、記録の作成の重要性は今後ますます高まっていくものと思われる。

1.8. マニュアルの整備状況

マニュアルを用意しているという回答は相談

を実施している機関の半数であり、昨年度の調査(50.8%)と同様の数値であった。「法令・規定等で定められたマニュアルがある」は減少(昨年度 14.0%)し、「独自のマニュアルがある」(昨年度 14.9%)は増加していた。

一方、「マニュアルを用意していない」という回答が多かったのは保育教育機関であった。特別支援教育の実施にともない、児童生徒の支援に向けて地域の多機関との連携を図っていくために、相談の質を担保するマニュアルの用意が急務であると考えた。なお、本研究班では昨年度の研究成果として園・学校に向けた相談マニュアル¹⁾を刊行しており、より多くの機関で採用されることを期待する。

1.9. 条例の認知度

「よく知っている」から「聞いたことはある」までを合わせると、回答の 8 割(84.6%)で、調査に回答した機関は同一ではないが、昨年度の 88.7%からの増加は認めなかった。

(条例および関連した相談員の周知度に関しては、佐藤分担研究者の報告で詳細に検討した。)

1.10. 自由意見について

連携の必要性を感じる機関として、市町村と医療機関があげられた。連携の妨げとなっていることには、制度をあげる回答が多く、法律として個人情報保護法をあげる回答があった。そして、連携を進めるための取り組みには支援会議の開催、「顔の見える関係づくり」があげられた。

まず、連携先としての市町村は、制度の実施主体であり利用にあたり申請の窓口であることから、適切なサービスの利用につなぐために相談活動への関与が求められているものと考えられる。しかし、法律や制度が連携の妨げとなっているという回答は多く、解釈と運用に当たり柔軟な判断が求められていると考えた。必要な取り組みにあげられた「顔の見える関係づくり」は、市町村の担当者を含め、相手

との信頼関係を築きコミュニケーションの齟齬を避けることにより、円滑な連携を実施したいという考えによるものであろう。連携の妨げとして市町村の担当者の異動という回答があり、相談担当者間でインフォーマルな関係が重要視されていることがうかがえた。

つぎに、医療機関は、相談の利用者が医療を利用している、もしくは医療が必要な状態にあるときに、支援に必要な情報を得たり、医療的支援の要否の判断を仰ぐためと考えられる。しかし、連携の妨げになっていることがらとして、医療機関には話をしにくいと、ハードルの高さをあげた回答があった。また、患者個人の情報について開示がなされないことを指摘した回答もあった。たとえば、調査対象地域の千葉県では、障害者医療について医師会・歯科医師会の取り組みがあり、必ずしも医療機関が協力的ではないということではないであろう。医療機関との連携については、適正な手続きに沿って実施することで有効な連携が実施できると考える(資料 5)。

そして、今後必要な取り組みにあげられた支援会議や研修会であるが、定例化やシステム化など会議としての仕組みの確立を求める意見と、個人対個人のインフォーマルな交流を含めた情報交換の場としたいとする意見があり、会議のとらえ方には回答者間で多様性があるようであった。連携の妨げとなることがらの回答からは、会議の開催に当たり事例に関する情報を収集することには困難が生じることが推測された。民間の機関には限界がある一方で市町村など公的な機関は責任が明確にされていると考え、市町村の関与・主導を求める意見が多かったとも考えられる。

ところで、妨げとなっていることがらについて「とくにない」という意見が少なくなかった。連携の必要性を感じる機関は多いものの、それらの機関との間で有意義な連携が既に実施されている地域が少なくないと考えられる。

2. 統計的検討

2.1. 年次差について

本研究課題では、4月から3月という通常の業務年度に加えて、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の施行が(19年)7月1日であったことから、7月～10月の4ヶ月間という期間を設定してその間の相談件数を尋ねた。昨年度の調査では条例施行前の18年7月～10月の件数と、19年7月～10月の件数を尋ねた。全ての回答の件数を合算して比較するのではなく、個々の回答について増減の大きさを計算したところ、件数が増加した機関もあるが全体として増加したことを示す結果を得なかった。

今回の調査では、19年7月～10月の件数と、20年7月～10月の件数を尋ねた。昨年度の調査と同様に分析した結果、この期間の相談件数には増加を認めた。2回の調査ともすべて同じ機関が回答したわけではなく標本としては同一ではないが、18年度から19年度にかけて相談件数が増加した機関に比べ、19年度から20年度にかけて相談件数の増加した機関が多かったと考えられる。さらに、19年から20年にかけて相談件数全体が増加したことが示唆される。

他方、「障害があることを理由とした差別」に関する相談件数には年次差を認めなかった。20年度同時期のすべての相談件数が増加していることから、「障害があることを理由とした差別」に関する相談事例の占める比率、すなわち同事例の発生頻度は、昨年度に比べて低くなっていた(指標(9)の平均値 昨年度: 0.01、今年度 0.008)。「障害があることを理由とした差別」に関する相談事例の発生数そのものが減少したわけではなく、相談事例の発生動向について今後も引き続き調査していく必要があると考える。

2.2. 圏域による差について

昨年度の調査では、圏域による件数の差は

認めなかったが、都市化の進み具合を指標に各市町村を分類したところ、都市化のピークを迎えた時期と18年度の全相談件数の間に関連を認めた。今回の調査では、19年度の全相談件数に、圏域による差を認めた。

千葉圏域は政令都市である千葉市一市のみで構成されており、調査の対象となった機関には、県の担当課など千葉市に限定せず県内全域的に相談を受け付けている機関が多く含まれているため、他圏域に比べて相談件数が増加したと考えられる。

また、市川、松戸の両圏域は、東京都に隣接した地域であり、都心部で働く家庭のいわゆるベッドタウン地域である。そのため、千葉都民という言葉に表されるように、居住地域への関心が薄く、人口の流入の多いことから地域社会における人のつながりも希薄であると考えられている。一方で、昨年度の調査で推計した都市化のピーク時期は70年代であり、公共施設や道路網といった都市基盤が整備されてから時間が経過し、人口集中により新規の整備は困難であると推測される地域である。なお、松戸圏域は、昨年度と構成する市町村が変更になっており、同圏域のデータは昨年度調査のものとの連続性が低い。

「障害があることを理由とした差別」に関する相談件数には、昨年度同様に圏域の差を認めなかった。この結果について、当該の相談事例の発生数が圏域によらず一様であったと解釈し、相談件数を個々の圏域の人口で割ると、人口の少ない地域では「障害があることを理由とした差別」の相談事例の発生頻度が高いこと、人口の多い地域では「障害があることを理由とした差別」の相談事例がさまざまな相談事例に埋没してしまう可能性のあることを示唆している。障害者の権利擁護を目的とした相談ネットワークのあり方を考えたとき、相談内容を限定せずに対応することに重点を置いた相談機関の配置や活動とするのか、あるいは

「障害があることを理由とした差別」に関する相談事例への対応を分化させるか、どちらが適切かという論点が改めて生じてくる。どのようなネットワークを構築するかの判断には、障害に対する態度の地域特性、必要な予算や人材という現実的な制約も考慮する必要がある。

昨年度の調査では、都市化という指標を用いて地域特性と相談活動の関連を検討したが、相談件数の多寡や相談内容の特徴に関連する地域特性については、さらに検討が必要である。

E. 結論

千葉県をモデル地域とし、県内各機関を対象に相談活動の実施状況をたずねることで、「障害があることを理由とした差別」に関する相談事例の発生状況について、平成19年度および20年度の一部期間のデータを得た。

4ヶ月という期間を設けて、2年度間の相談件数を比較したところ、19年度に比べて20年度の相談件数は増加していたが、「障害があることを理由とした差別」に関する相談の件数には差を認めなかった。「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の施行後1年間の相談活動としてみたとき、障害者の権利擁護を目的とした活動としての「障害があることを理由とした差別」に関する相談活動は支障なく実施されていると言える。

参考文献

- 1) 秋山千枝子, 堀口寿広: スクールカウンセリングマニュアル—特別支援教育時代—, 東京: 日本小児医事出版社, 2007.

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

- 1) 堀口寿広, 秋山千枝子, 昆 かおり: 発達障害児の保護者にみられた気分障害の特徴. 臨床精神医学 37(9):1193-1200, 2008.
- 2) 堀口寿広: 地域支援ネットワークの活用による発達障害児・者の支援. 小児科臨床 61(12):2669-2674, 2008.
- 3) 堀口寿広: 保育・教育の現場では 発達障害をもった子どもたちやその周辺の子どもたちのためにどのような機関と連携がとれるか?. チャイルドヘルス 11(10):700-704, 2008.

2. 学会発表

- 1) 堀口寿広, 田代信久: 学校における相談活動の実施状況. 第55回日本小児保健学会, 北海道, 2008.9.26.

3. その他

- 1) 堀口寿広: 心理検査. 加我牧子, 佐々木征行, 須貝研司 編著. 国立精神・神経センター 小児神経科診断・治療マニュアル 改訂第2版. 診断と治療社, 東京, pp243-251, 2009.
- 2) 堀口寿広: 総説—知的障害福祉(障害者自立支援法を含めて). 加我牧子, 佐々木征行, 須貝研司 編著. 国立精神・神経センター 小児神経科診断・治療マニュアル 改訂第2版. 診断と治療社, 東京, pp438-450, 2009.

H. 知的所有権の出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし



図 1 : 千葉県市町村地図



図 2 : 千葉県圏域地図

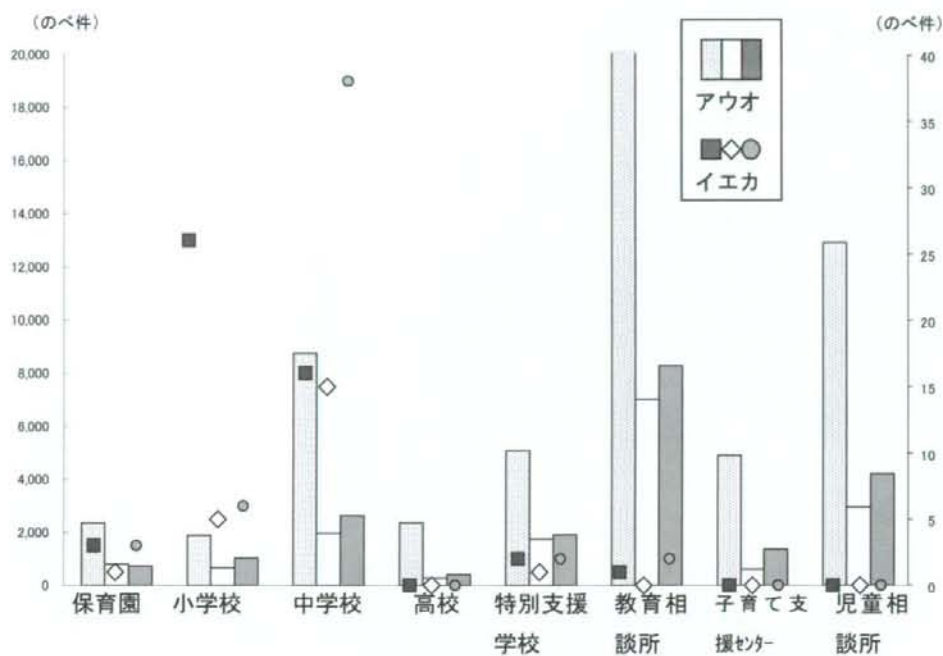


図3：教育関連機関の相談件数合計（小分類）

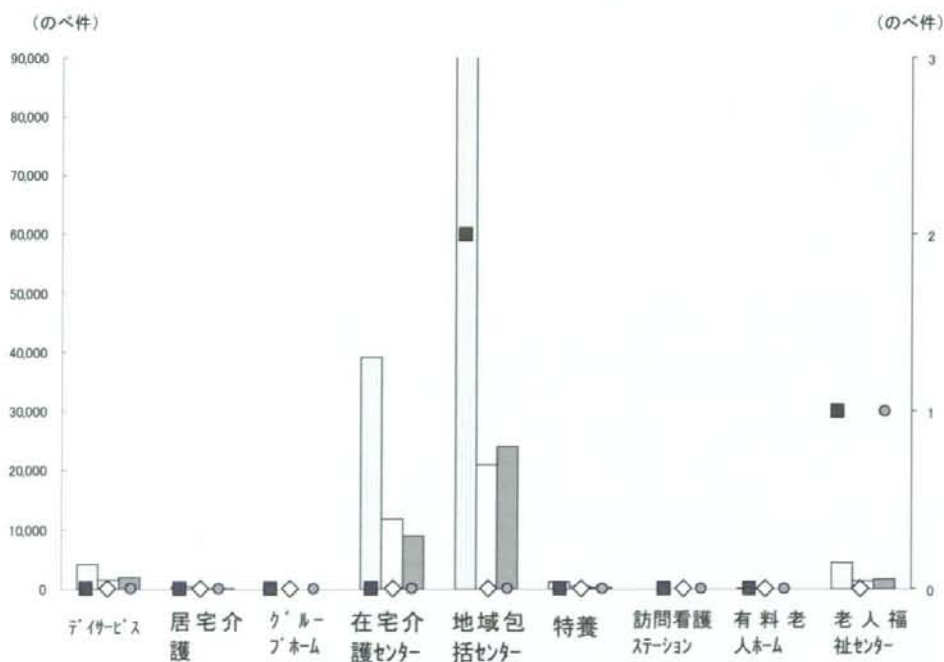


図4：高齢者福祉関連機関の相談件数合計（小分類）

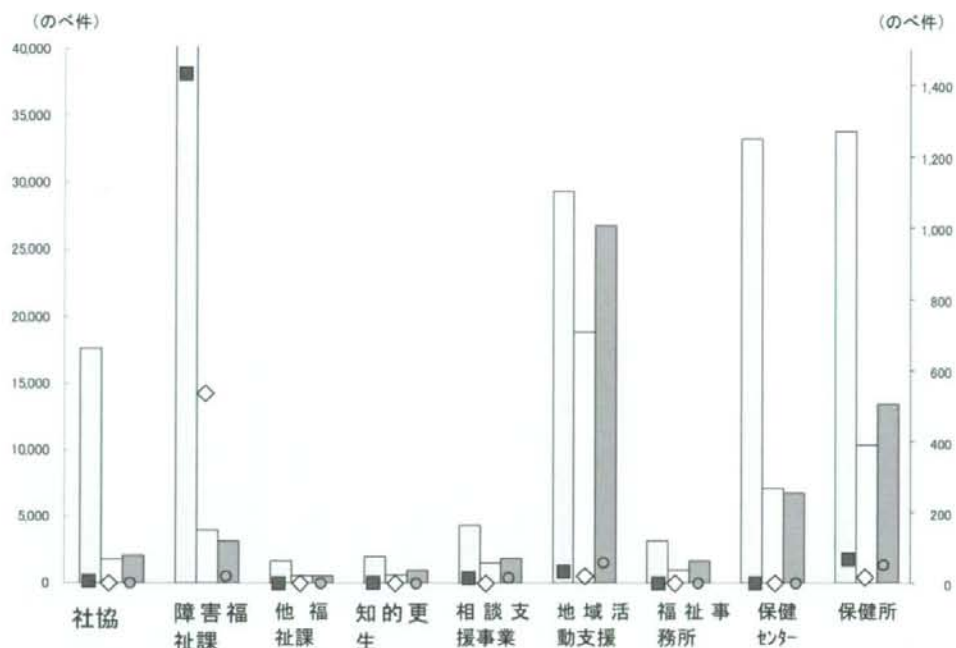


図5：その他の福祉関連機関の相談件数合計（小分類）


 アウオ (左軸) イエカ (右軸)

ア：平成19年度の相談件数

イ：平成19年度1年間に扱われた「障害があることを理由とした差別」に関する相談件数

ウ：平成19年7月から10月の4ヶ月間の間の相談件数

エ：ウのうち、「障害があることを理由とした差別」に関する相談件数

オ：平成20年7月から10月の4ヶ月間の相談件数

カ：オのうち、「障害があることを理由とした差別」に関する相談件数

表1：圏域一覧

圏域	含まれる市町村	担当保健所
習志野	習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市	習志野健康福祉センター
市川	市川市・浦安市	市川健康福祉センター
松戸	松戸市・流山市・我孫子市	松戸健康福祉センター
野田	野田市	野田健康福祉センター
印旛	佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市・酒々井町・印旛村・本埜村・栄町・成田市・富里市	印旛健康福祉センター
香取	香取市・神崎町・多古町・東庄町	香取健康福祉センター
海匝	銚子市・旭市・匝瑳市	海匝健康福祉センター
山武	東金市・山武市・大網白里町・九十九里町・横芝光町・芝山町	山武健康福祉センター
長生	茂原市・一宮町・睦沢町・長生村・白子町・長柄町・長南町	長生健康福祉センター
夷隅	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町	夷隅健康福祉センター
安房	館山市・南房総市・鋸南町・鴨川市	安房健康福祉センター
君津	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市	君津健康福祉センター
市原	市原市	市原健康福祉センター
千葉	千葉市	千葉市保健所（政令市保健所）
船橋	船橋市	船橋市保健所（中核市保健所）
柏	柏市	柏市保健所（中核市保健所）

表 2：圏域一覧

(単位：人)

圏域	人口		身体障害者数 ^{*1}	知的障害者数 ^{*2}	精神障害者数 ^{*3}
	平成19年10月1日現在	平成20年4月1日以降換算 ^{*5}			
習志野	448,496	448,496	10,538	4,209	1,159
市川	629,269	629,269	12,228	2,382	1,769
松戸	476,792	766,175	10,878 ^{*4}	1,842 ^{*4}	1,287 ^{*4}
野田	153,088	153,088	4,079	759	415
印旛	691,919	691,919	15,508	2,963	1,666
香取	124,539	124,539	3,818	624	225
海匝	184,142	184,142	6,105	913	496
山武	221,737	221,737	6,217	1,159	644
長生	157,583	157,583	6,009	795	427
夷隅	82,306	82,306	3,395	475	208
安房	138,835	138,835	5,572	850	547
君津	321,774	321,774	10,598	1,804	884
市原	279,340	279,340	7,605	1,226	654
千葉	937,041	937,041	26,654	4,170	2,699
船橋	584,215	584,215	13,579	2,405	1,626
柏	677,733	388,350	15,155 ^{*4}	2,719 ^{*4}	1,901 ^{*4}
合計	6,108,809	6,108,809	157,938	29,295	16,607

*1：身体障害者手帳所持者数（平成20年3月31日現在）

*2：療育手帳所持者（平成20年3月31日現在）

*3：精神障害者保健福祉手帳所持者数（平成20年3月31日現在）

*4：松戸圏域および柏圏域のデータは、柏市の中核市移行前のデータ（松戸市は松戸市単独、柏市は柏市、我孫子市、流山市の合算）

*5：柏市の中核市移行後の数値について、移行前の数値をもとに換算したもの

表3：回答数（圏域×機関種別）

（単位：件）

圏域	医療 機関	官公 庁	高齢者福 祉施設	児童福 祉施設	障害者福 祉施設	当事者 団体	保育 教育 機関	その 他	未記 入	合計
習志野	6	12	21	6	17	0	22	4	2	90
市川	5	16	25	5	25	0	38	2	1	117
松戸	7	19	34	5	29	0	44	4		142
野田	4	7	5	7	5	0	17	1		46
印旛	6	28	24	8	29	4	64	4	1	168
香取	4	11	12	1	6	0	23	4		61
海匝	5	13	12	2	8	0	32	1		73
山武	0	13	9	2	14	0	25	4		67
長生	2	11	8	1	5	0	27	2	1	57
夷隅	3	11	6	5	2	0	16	3		46
安房	5	14	19	1	10	0	36	1	1	87
君津	3	9	24	4	24	1	51	7	1	124
市原	4	7	12	0	14	0	27	2		66
千葉	9	29	58	9	32	9	54	20	2	222
船橋	3	21	28	4	20	3	27	4		110
柏	4	15	32	0	11	1	27	2	1	93
未記入			1						4	5
合計	70	236	330	60	251	18	530	65	1559	1,574

表4：相談を実施しているか（問1）（機関の大分類）

(単位：件)

	相談を実施している	実施していない	計
医療機関	38 (54.3%)	32 (45.7%)	70
官公庁	202 (86.0%)	33 (14.0%)	235
高齢者福祉施設	228 (69.5%)	100 (30.5%)	328
児童福祉施設	33 (61.1%)	21 (38.9%)	54
障害者福祉施設	114 (45.8%)	135 (54.2%)	249
当事者団体	11 (61.1%)	7 (38.9%)	18
保育教育機関	327 (62.0%)	200 (38.0%)	527
その他（社協ふくむ）	52 (80.0%)	13 (20.0%)	65
合計	1,005 (65.0%)	541 (35.0%)	1,546

表5: 相談を実施しているか(問1)(機関の小分類)

(単位: 件)

	相談を実施し ている	実施してい ない	合計
官公庁	202	33	236
	地域包括支援センター	32	0
	家庭児童相談室	21	1
	健康福祉センター・保健所	13	0
	障害福祉担当課	12	0
	その他福祉担当課	10	4
	警察	9	0
	保健センター	9	3
	児童相談所	7	0
	県民センター	7	0
	消費生活センター	6	0
高齢者福祉施設	228	100	330
	デイサービスセンター	61	28
	在宅介護支援センター	44	4
	特別養護老人ホーム	23	3
	居宅介護・訪問介護事業所	22	27
	グループホーム	15	16
	老人福祉センター	14	14
	有料老人ホーム	11	5
障害者福祉施設	114	135	251
	知的障害者更生施設	19	13
	地域活動支援センター	21	14
	精神障害者共同作業所	8	8
	精神障害者グループホーム	7	13
	心身障害者小規模福祉作業所	3	11
	心身障害者福祉作業所	2	14
児童福祉施設	33	21	54
	子育て支援センター	13	0
	子ども発達相談センター	7	0
	児童家庭支援センター	5	3
医療機関	38	32	70
	病院	25	3
	訪問看護ステーション	7	14
	医師会	2	6
保育教育機関	327	200	530
	小学校	116	95
	中学校	75	20
	保育所	47	57
	高校	30	15
	大学	12	7
	特別支援学校	27	0
	教育相談センター等	33	3
当事者団体	11	7	18
その他	52	13	65
	社会福祉協議会	30	0
	職能団体	2	1
合計	1,005	541	1,574

表6：相談を実施しているか（問1）（圏域別）

(単位：件)

圏域	実施している	実施していない	計
習志野	62 (69.7%)	27 (30.3%)	89
市川	84 (71.8%)	33 (28.2%)	117
松戸	85 (60.3%)	56 (39.7%)	141
野田	33 (82.5%)	7 (17.5%)	40
印旛	111 (66.1%)	57 (33.9%)	168
香取	36 (59.0%)	25 (41.0%)	61
海匝	44 (60.3%)	29 (39.7%)	73
山武	44 (67.7%)	21 (32.3%)	65
長生	36 (63.2%)	21 (36.8%)	57
夷隅	26 (56.5%)	20 (43.5%)	46
安房	56 (64.4%)	31 (35.6%)	87
君津	66 (53.2%)	58 (46.8%)	124
市原	45 (70.3%)	19 (29.7%)	64
千葉	152 (69.1%)	68 (30.9%)	220
船橋	67 (60.9%)	43 (64.4%)	110
柏	59 (63.4%)	34 (36.6%)	93
全体	1,006 (64.7%)	549 (35.3%)	1,555

表7：相談開設からの期間（平成20年12月現在）

(単位：年)

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	中央値
医療機関	9.8	7.3	1.3	30	0.1	28.7	40	8.3
官公庁	16.8	15.9	1.3	152	0.3	64.2	84	10.7
高齢者福祉施設	6.9	6.6	0.5	208	0.3	38.6	122	5.1
児童福祉施設	14.8	17.5	3.2	30	1.8	80.7	30	5.8
障害者福祉施設	5.4	5.2	0.5	98	0.1	28.7	153	3.1
当事者団体	13.5	12.7	4	10	1.3	35.7	8	9.2
保育教育機関	10.3	11.9	0.9	197	0.3	77.7	333	5.7
その他	16.6	14.1	2.2	43	0.4	57.5	22	15.4
合計	10.6	12	0.4	769	0.1	80.7	805	5.7

表8：相談支援事業を実施しているか（機関の大分類）

(単位：件)

	実施している	実施していない	計
医療機関	8 (22.2%)	28 (77.8%)	36
官公庁	45 (23.6%)	146 (76.4%)	191
高齢者福祉施設	20 (8.9%)	204 (91.1%)	224
児童福祉施設	4 (12.9%)	27 (87.1%)	31
障害者福祉施設	55 (48.7%)	58 (51.3%)	113
当事者団体	1 (9.1%)	10 (90.9%)	11
保育教育機関	34 (10.6%)	286 (89.4%)	320
その他	7 (13.7%)	44 (86.3%)	51
合計	174 (17.8%)	803 (82.2%)	977

表9：相談を受け付ける方法（問2）

（単位：件）

	窓口等での面接	訪問	電話	ファクシミリ	郵便	電子メール	その他
医療機関	34 (34.0%)	12 (12.0%)	35 (35.0%)	7 (7.0%)	7 (7.0%)	5 (5.0%)	0
官公庁	185 (27.9%)	122 (18.4%)	191 (28.9%)	53 (8.0%)	55 (8.3%)	53 (8.0%)	3 (0.5%)
高齢者福祉施設	201 (29.1%)	129 (18.7%)	208 (30.1%)	56 (8.1%)	53 (7.7%)	43 (6.2%)	0
児童福祉施設	24 (31.2%)	11 (14.3%)	28 (36.4%)	4 (5.2%)	4 (5.2%)	6 (7.8%)	0
障害者福祉施設	103 (29.9%)	65 (18.9%)	93 (27.0%)	32 (9.3%)	26 (7.6%)	25 (7.3%)	0
当事者団体	10 (28.6%)	4 (11.4%)	10 (28.6%)	5 (14.3%)	3 (8.6%)	3 (8.6%)	0
保育教育機関	237 (34.3%)	142 (20.5%)	253 (36.6%)	15 (2.2%)	16 (2.3%)	23 (3.3%)	5 (0.7%)
その他	45 (31.9%)	17 (12.1%)	45 (31.9%)	14 (9.9%)	11 (7.8%)	9 (6.4%)	0
合計	839	502	863	186	175	167	8

比率（％）は表の数値の合計に対する値であり、項目（列）ごとの回答数は同一ではない。

表 10：相談窓口を案内している媒体（問 3）

（単位：件）

	ホームページ	市区町村の 広報紙	定期刊行物	パンフレット	その他
医療機関	21 (44.7%)	3 (6.4%)	4 (8.5%)	19 (40.4%)	0
官公庁	167 (35.7%)	142 (30.3%)	47 (10.0%)	111 (23.7%)	1 (0.2%)
高齢者福祉施設	100 (29.5%)	50 (14.7%)	38 (11.2%)	147 (43.4%)	4 (1.2%)
児童福祉施設	19 (27.5%)	16 (23.2%)	13 (18.8%)	21 (30.4%)	0
障害者福祉施設	47 (27.3%)	24 (14.0%)	35 (20.3%)	61 (35.5%)	5 (2.9%)
当事者団体	5 (18.5%)	7 (25.9%)	7 (25.9%)	8 (29.6%)	0
保育教育機関	61 (15.9%)	53 (13.8%)	151 (39.4%)	103 (26.9%)	15 (3.9%)
その他	30 (26.5%)	29 (25.7%)	24 (21.2%)	29 (25.7%)	1 (0.9%)
合計	450 (27.8%)	324 (20.0%)	319 (19.7%)	499 (30.8%)	26 (1.6%)

比率（％）は表の数値の合計に対する値であり、項目（列）ごとの回答数は同一ではない。

表 11：相談件数の集計方法（問 4）

（単位：件）

	のべ件数	のべ件数と 実人数	実人数	現時点では 集計を実施 していない	その他
医療機関	12 (31.6%)	14 (36.8%)	3 (7.9%)	9 (23.7%)	0
官公庁	96 (47.5%)	73 (36.1%)	17 (8.4%)	11 (5.4%)	5 (2.5%)
高齢者福祉施設	63 (28.0%)	26 (11.6%)	13 (5.8%)	123 (54.7%)	0
児童福祉施設	10 (31.3%)	9 (28.1%)	2 (6.3%)	11 (34.4%)	0
障害者福祉施設	31 (27.4%)	27 (23.9%)	17 (15.0%)	37 (32.7%)	1 (0.9%)
当事者団体	5 (45.5%)	3 (27.3%)	1 (9.1%)	2 (18.2%)	0
保育教育機関	100 (31.2%)	57 (17.8%)	27 (8.4%)	136 (42.4%)	1 (0.3%)
その他	24 (48.0%)	11 (22.0%)	6 (12.0%)	9 (18.0%)	0
合計	341 (34.4%)	220 (22.2%)	86 (8.7%)	338 (34.1%)	7 (0.7%)

比率（％）は表の数値の合計に対する値であり、項目（列）ごとの回答数は同一ではない。

表 12 から表各欄の単位の「件」は、のべ件数を中心に数値を採用した時の単位を表わす。

表 12：平成 19 年度の相談件数（機関種別）

(単位：のべ件)

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	合計	中央値
医療機関	3,193.9	3,908.2	781.6	25	0	16,225	45	79,848	2,157
官公庁	3,437.6	7,329.3	547.8	179	0	47,234	57	615,324	1,235
高齢者福祉施設	618.1	1,279.9	126.1	103	0	6,906	227	63,663	45
児童福祉施設	747.1	1,237.1	263.7	22	0	5,194	38	16,437	368
障害者福祉施設	894.9	1,851.9	235.2	62	0	7,443	189	55,485	25
当事者団体	645	1,250.5	510.5	6	0	3,188	12	3,870	175
保育教育機関	197.8	351.4	28.7	150	0	2,973	380	29,674	93
その他	1,305.4	4,528.9	744.6	37	0	25,468	28	48,301	160
合計	1,562.7	4,578.0	189.4	584	0	47,234	990	912,602	216.5

表 13：「障害があることを理由とした差別」に関する事例の相談件数（平成 19 年度）（機関種別）

(単位：のべ件)

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	合計	中央値
医療機関	3.3	12.9	3	18	0	55	52	59	0
官公庁	12.4	118.8	10.7	123	0	1,313	113	1,528	0
高齢者福祉施設	0.03	0.2	0.02	92	0	1	238	3	0
児童福祉施設	1.2	4.9	1.2	17	0	20	43	20	0
障害者福祉施設	1.7	5.7	0.8	53	0	30	198	88	0
当事者団体	2.2	4.4	2	5	0	10	13	11	0
保育教育機関	0.4	2.4	0.2	123	0	21	407	49	0
その他	0.3	1	0.2	28	0	5	37	7	0
合計	3.8	61.7	2.9	459	0	1,313	1,115	1,765	0

表 14：平成 19 年 7 月～10 月の相談件数（機関種別）

(単位：のべ件)

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	合計	中央値
医療機関	1,100.5	1,283.6	262.0	24	0	5,212	46	26,411	786
官公庁	1,016.8	2,410.5	192.4	157	0	16,116	79	159,645	354
高齢者福祉施設	187.3	391.5	39.8	97	0	2,242	233	18,164	12
児童福祉施設	190.9	303.4	67.9	20	0	1,200	40	3,818	72
障害者福祉施設	477.5	1,628.5	215.7	57	0	11,808	194	27,215	9
当事者団体	36.3	39.0	19.5	4	0	85	14	145	30
保育教育機関	66.3	131.7	12.0	121	0	880	409	8,025	24
その他	376.2	1,501.8	261.4	33	0	8702	32	12,416	54
合計	498.7	1,574.8	69.5	513	0	16,116	1,061	255,839	63

表 15：平成 19 年 7 月～10 月の「障害があることを理由とした差別」に関する事例の相談件数（機関種別）

(単位：のべ件)

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	合計	中央値
医療機関	0.9	3.5	0.8	18	0	15	52	16	0
官公庁	4.7	44	4.0	119	0	477	117	563	0
高齢者福祉施設	0.0	0	0.0	91	0	0	239	0	0
児童福祉施設	0.3	1.2	0.3	16	0	5	44	5	0
障害者福祉施設	0.4	2.8	0.4	51	0	20	200	20	0
当事者団体	0.0	0	0.0	5	0	0	13	0	0
保育教育機関	0.2	1.4	0.1	116	0	15	414	23	0
その他	0.0	0.2	0.0	26	0	1	39	1	0
合計	1.4	22.9	1.1	442	0	477	1,132	628	0

表 16：平成 20 年 7 月～10 月の相談件数（機関種別）

(単位：のべ件)

	平均	標準偏 差	標準誤 差	例数	最 小 値	最大値	欠測値 の数	合計	中央 値
医療機関	1,157.3	1377.2	265.0	27	0	5,927	43	31,247	965
官公庁	1,094.8	2574.3	204.2	159	1	18,092	77	174,067	390
高齢者福祉 施設	184.4	370.3	36.5	103	0	2,003	227	18,995	16
児童福祉施 設	249.4	341.1	78.3	19	0	1,200	41	4,738	125
障害者福祉 施設	575.3	2236.9	279.6	64	0	17,611	187	36,822	13.5
当事者団体	56.8	61.1	30.5	4	12	145	14	227	35
保育教育機 関	63.1	108.7	8.8	153	0	812	377	9,657	28
その他	379.3	1444.6	255.4	32	0	8,235	33	12,137	46.5
合計	513.2	1692.6	71.5	561	0	18,092	1,013	287,890	66

表 17：平成 20 年 7 月～10 月の「障害があることを理由とした差別」に関する事例の相談件数（機関種別）

(単位：のべ件)

	平均	標準偏 差	標準誤 差	例数	最 小 値	最大 値	欠測値の 数	合計	中央 値
医療機関	0.6	2.2	0.5	20	0	10	50	11	0
官公庁	0.7	4.5	0.4	118	0	44	118	83	0
高齢者福祉施設	0.0	0.1	0.0	94	0	1	236	1	0
児童福祉施設	0.5	1.4	0.4	16	0	5	44	8	0
障害者福祉施設	1.3	5.4	0.7	59	0	35	192	78	0
当事者団体	0.4	0.9	0.4	5	0	2	13	2	0
保育教育機関	0.4	3.3	0.3	138	0	38	392	52	0
その他	0.0	0.2	0.0	26	0	1	39	1	0
合計	0.5	3.5	0.2	476	0	44	1,098	236	0